平成２１年（フ）第８１号
徳島県三好市池田町シンマチ1413番地１、前住所徳島市安宅２丁目４番48―209号
債務者　橋本　伸治
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７１１号
大分市大字光吉1203番地の１コーポふじ102
債務者　佐藤　　翼
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根760番地　のひなアパート203
債務者　狩俣さやか
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２６号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根494番地２
債務者　山城　和恵
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２７号
沖縄県宮古島市平良字下里572番地３　ＹＳマンション201
債務者　松原多恵子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１２号
青森県十和田市元町西２丁目２番47号
債務者　平野　正彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
青森県十和田市元町西２丁目２番47号
債務者　平野　　篤
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８４５号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅625号
債務者　鈴木　　繁
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１４号
仙台市宮城野区燕沢２丁目28番１―301号
債務者　笹森　芳仁
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２５号
仙台市泉区泉中央４丁目14番地の14　Ｓａｋｏ泉中央215
債務者　小久保奈美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
宮城県名取市上余田字市坪５番地の９
債務者　岡部　信彦
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
仙台市泉区南光台７丁目13番４号　ＴＡＫＵＭＩⅡ―203
債務者　清藤恵里子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
仙台市泉区将監５丁目１番12―52号
債務者　三輪　敏明
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
仙台市泉区将監５丁目１番12―52号
債務者　三輪　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
仙台市太白区長町２丁目７番８号　千葉アパート２
債務者　早坂　節子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
宮城県角田市角田字錦町23番地13―101
債務者　神尾　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５０８号
秋田市広面字高田11番地１　城東ハイツ201号、前住所秋田市広面字昼寝30番地　カレッジＳ２　１―Ｇ
債務者　鈴木　和男（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１２号
秋田市手形田中７番59号　セジュール椿101号
債務者　桑田　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部